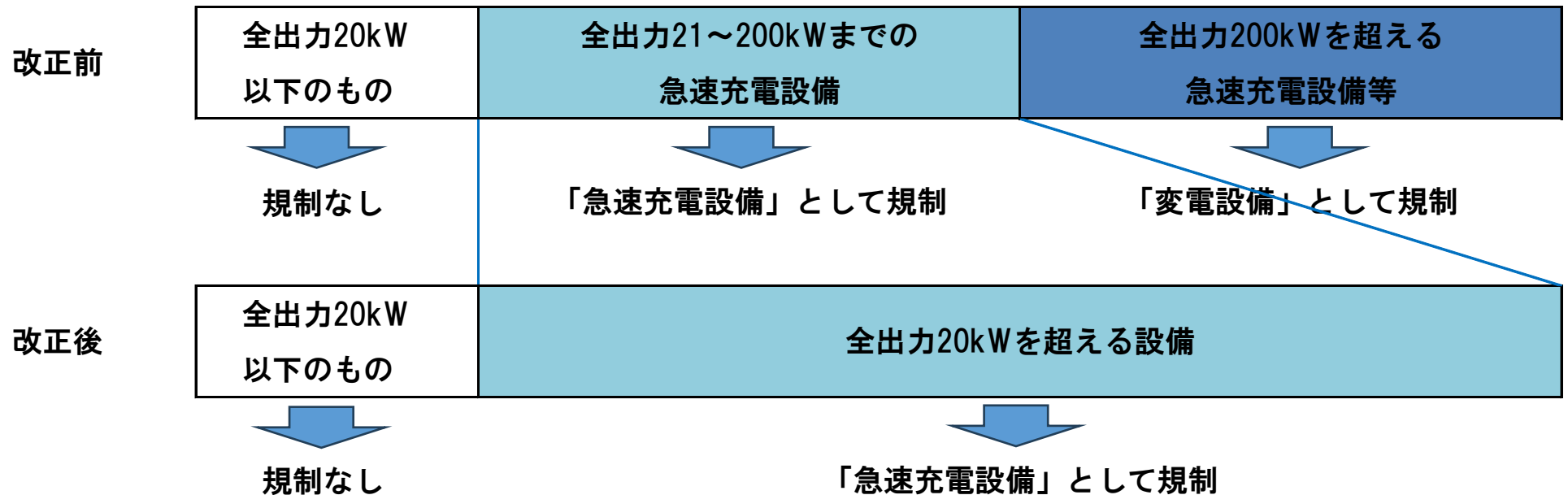


# 急速充電設備に関する規定が変わりました！

施行日：令和5年10月1日

これまで、急速充電設備は全出力の上限を200キロワットとし、それを超えるものは「変電設備」として規制していましたが、改正後は、全出力の上限を撤廃し、「急速充電設備」として規制を受けることになります。



お問い合わせ先 予防課 設備指導係 ☎ 043-481-1217

E-mail yobou@119-sys.jp

喫煙等に関する規定が変わりました。



施行日：令和5年7月7日

多数の者が利用する施設等で消防長が指定する場所における喫煙所の標識や図記号などについて、火災予防条例の一部を改正しました。

主な改正の内容は次のとおりです。

1 健康増進法に規定する「喫煙専用室標識」が設置されている場合は「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいこととしました。



2 「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」の標識と併せて図記号による標識を設ける場合は国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格が定めた規格に適合したものとします。



お問い合わせ先 査察調査課 査察係 ☎ 043-481-1225  
E-mail satyou@119-sys.jp